報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 30 年 9 月 7 日

平成３０年度一般会計の予備費の使用に伴う地方負担への対応

標記については、別添のとおり地方公共団体に連絡しました。

（連絡先）
自治財政局財政課
担当：進財政企画官、高橋係長
代表：03-5253-5111（内線 23314、23323）
直通：03-5253-5612
ＦＡＸ：03-5253-5615

事　　務　　連　　絡
平成３０年９月７日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局
御中

総務省自治財政局財政課

平成３０年度一般会計の予備費の使用に伴う地方負担への対応について

本日、政府は、平成３０年度一般会計の予備費（６１６億円）の使用を閣議決定したところであります（別添資料参照）。

これらに伴う財政措置として別紙のとおり講じることを予定しておりますので、お知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】
総務省自治財政局
財政課財政計画係　高橋
電話　03-5253-5612

（別　紙）

本日、政府は、平成３０年度一般会計の予備費（６１６億円）の使用を閣議決定したところである（別添資料参照）。

今回の予備費使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり財政措置を講じる予定である。

１　一般会計の予備費の使用により追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、以下のとおり措置することとしている。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしている。

(1) 補助災害復旧事業債

地方負担額の１００％まで補助災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金の９５％を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(2) 公共事業等債

地方負担額の１００％まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の８０％を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

２　一般会計の予備費の使用により追加されることとなる被災農業者向け経営体育成支援事業に係る地方負担額については、その７０％（施設の撤去に係るものについては８０％）を特別交付税により措置することとしている。

平成３０年度一般会計予備費使用

（平成３０年９月７日
閣議決定）

災害関係経費

厚生労働省所管

被災者見守り・相談支援等事業に必要な経費	３６４，９６７千円
被災地心のケア事業に必要な経費	４２，９３６

農林水産省所管

経営体育成支援事業に必要な経費	５６４，９６３
ため池整備事業に必要な経費	５８１，０９０
農家等の営農再開支援に必要な経費	４４０，１６８
治山災害関連緊急事業等に必要な経費	２，５４６，８１９

国土交通省所管

河川激甚災害対策特別緊急事業に必要な経費	５２７，２００
社会資本総合整備事業に必要な経費	５０２，０００
河川等災害復旧事業等に必要な経費	５５，７３１，８３０
中国地方等の観光支援に必要な経費	２６６，２６６
計	６１，５６８，２３９

（参考）

予備費予算額	３５０，０００，０００千円
前回までの使用累計額	１０９，００１，５９６
今回使用額	６１，５６８，２３９
差引残額	１７９，４３０，１６５